

鹿児島県電気機械器具、情報通信機械器具、

電子部品・デバイス製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

鹿児島県の区域内で電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業に係る製造の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、1個（カプラー差しは1本）につき、右欄に掲げる金額

品 目	工 程	金 額
ピンサシ	ピン 2 本にガラス製リングを通し、磁器（直径 7.9 ミリメートル）の穴に挿して治具に並べる作業	86 銭
製品並べ	磁器（4.0 ミリメートル×2.5 ミリメートル）を裏表、方向を揃えてトレーに並べる作業	21 銭
カプラー差し	電線（50 センチメートルを超え 2 メートル以下）の端末に取り付けられている端子をカプラーに差し込む作業	42 銭

4 効力発生の日 平成 16 年 3 月 11 日